

2006年4月レポート

国別:

タイ
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
ブルネイ
ミャンマー
インド
クウェート
パキスタン
イスラエル
カタール

タイ

2006年4月ニュース

1. 地場製品、新規の保護を受ける

(ネーション、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2006年4月13日付)

政府の情報筋が語ったところによれば、商務省は世界貿易機関(WTO)協定の利益を受けるため、有名なトゥン・クラーク・ローンハイ・ジャスミン米を含む7つのタイ産品に地理的表示(GI)登録を適用して保護を与える計画である。

先に商務省が発表した登録の計画には反対の声もなく、知的財産局(DIP)はトラン県の焼豚、チェンライのドイ・トゥン・コーヒー、ルーイ県の高原ワイン、TKR米を登録する予定である。

今月、商務省はトゥン・クラーク・ローンハイの登録を記念するキャンペーンを打ち上げ、6月には他の3品、チャイ・ナット県のソムオー(グレープフルーツ)、スラタニ県の牡蠣、パタルン県のカオ・サン・ヨッド米の登録を発表する予定である。

知的財産局では、今年度内に少なくとも10のタイ産品の地理的表示登録を行い、WTOの全加盟国に周知させるよう計画している。

パジマ・タナサニット(Pajchima Tanasanit)商標担当課長は、商標課は6月28-29日に地理的表示のセミナーを開催し、アセアン諸国にこれらの製品の登録を周知させる。また、6月30日には、ヨーロッパとアジアの間で情報を交換するための地理的表示セミナーも開催するとのことである。

2. IP チーム中国へ

(ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット欄、ページ B3、2006年4月26日付)

4月26-30日にかけて、知的財産局の職員とパンタイ・ノラシン社とナンメ社(Pantai Norrasing and Nanme)2社の代表が北京の商標局と国家知識産局を訪問する。訪問団はその場での会合により、商標及び地理的表示分野での一層の協力を要請するつもりである。

知的財産局のカニソーン・ナバヌクラー (Kanissorn Navanukrah) 局長は、タイの輸出業者は中国での知的財産の保護について何度も不公平な対応を受けてきた、と述べている。そこで、知的財産局は中国政府との協力関係を築こうとしている。今回の訪問では、中国政府とこれらの問題に関して覚書を交わす予定である。

3. 生物多様性に富む国々は団結を

(バンコクポスト、ホームニュース欄、2ページ、タイ、2006年4月30日付)

生物多様性に最も富む国の1つであるタイは、これまで幾つかの痛い経験をしてきた。その中には先進国が発展途上国から生物資源を搾取し、商業目的のために利用する、いわゆるバイオ・パイラシーの問題が含まれる。

有名な事件としては、日本の製薬会社が必要な法的手続きを経ずに、タイ・ハーブのプラオ・ノイやガオ・クアアの成分を医療、化粧品用の製品として特許を出願した例である。

2001年には、政府は、ドック・マリー米105 (Khao Dok Mali 105) という地元の品種から米の新品種を開発してバイオ・パイラシー行為を行ったアメリカの遺伝学者を糾弾した。

「タイは生物多様性に富む東南アジアの他の国と手をつなぎ、公平な利益の配分と生物資源へのアクセスのための国際ルールを構築しなければならない。」とエチオピアの生物多様性の専門家テオルデ・バーハン (Tewolde Berhan) 氏は語る。

バーハン氏は、国連環境計画 (United Nations Environment Programme) によって創設された「地球のチャンピオン (Champions of the Earth) 賞」の今年度受賞者7人のうちの一人である。またバーハン氏は、1992年の生物多様性条約 (1992 Convention on Biological Diversity) の主要な交渉人のひとりでもある。彼は、生物に対する非特許の問題や地域 (コミュニティ) 権利の認識という点で途上国の交渉力を強めることに貢献し、途上国が自らの利益を保護しやすくした。

タイを含む188カ国が加盟する同条約は、生物資源の衰退を地球規模で食い止めるための重要なステップと見られている。

タイを含むアジア諸国は、自らの権益が真に保護されることを望むなら交渉で主導的な役割を果たすべきであるとバーハン氏は言う。彼は、もしタイが現状のまま米国との自由貿易協定 (FTA) を結べば、遺伝学的に更に重要な資源を失うことになるであろうし、FTA が締結されればアメリカはタイの遺伝資源により容易に近づくことが出来ることになるだろうと指摘する。それゆえ、タイは米国がそれらの資源から得る利益を共有することを確実にする必要があり、それにより、タイ - 米国間のFTA が利益配分協定の制限を緩和させる結果になるであろうと述べる。

しかしながら、「米国は利益分配に関する如何なる国際条約も望まない国だ」と、バーハン氏は指摘する。

マレーシア

2006年4月ニュース

1. マレーシア、海賊版ソフトウェア発掘のため、抜き打ち捜査を計画
2. マレーシア、IPRでアメリカに確約
3. 政府はIPの海賊行為を取り締まる
4. 米国、マレーシアのソフトウェア海賊行為との戦いを期待
5. マレーシア、IPRを保護すべし

1. マレーシア、海賊版ソフトウェア発掘のため、抜き打ち捜査を計画

(*ダウジョーンズ・インターナショナル・ニュース、2006年4月10日付*)

マレーシアは、違法なソフトウェアを探し出し、同国の著作権侵害率を国際水準にまで落とすため、国内の会社に抜き打ち捜査(raid)をかけると発表した。

この捜査は、国内取引・消費者行政省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) が警察に加え、主要なIT産業であるマイクロソフト、インテル、アドビを含む世界的な反海賊版行為の監視役をしているビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance: BSA) の協力を得て行うものである。

2004年のマレーシアでの海賊版行為は、ソフトウェア産業に対し5億900万リングット(1億3,400万米ドル)の被害を及ぼしたと推計されている。マレーシア当局は、昨年41,000枚の偽造と思われるソフトウェアのコピーを押収したほか、映画と音楽ディスクの海賊版の押収をも試みているところである。

マレーシアの著作権法では、会社の経営者や幹部は、彼らが所有する無許可のソフトウェアのコピー1枚ごとに最高で5年の懲役と2万リングットの罰金が科せられる。

2. マレーシア、IPRでアメリカに確約

(*アソシエイティド・プレス・ニュースワイヤーズ、2006年4月20日付*)

マレーシアは、米国との自由貿易協定を結ぶための努力の一環として、コンピュータ・ソフトと娯楽用ディスクの海賊版を一掃するため、より強固なステップを取ることを確約した。

シャフィー・アブダル (Shafie Apdal) 国内取引大臣は、マレーシアでは、来年、海賊版の起訴事件を取扱うための専門の裁判所を設置し、知的財産法の執行のため何百人もの新担当官を教育し、かつ著作権保護のため幾つかの国際条約にも署名すると述べた。

マレーシア政府は海賊版行為と模倣品対策に真剣に取り組んでいると、シャフィー大臣はアメリカ・マレーシア両政府と企業側代表者とで開いた反海賊版行為の対策会議の席上で述べた。

米国とマレーシアは自由貿易協定の交渉を開始することに先だって合意し、2006年末までに結論を出して、2007年7月に議会の承認を得るための送付を行う予定である。マレーシアは米国の第10位の貿易相手国であり、二カ国間の貿易総額は440億米ドルにのぼる。

3. 政府はIPの海賊行為を取り締まる

(*エッジ・ファイナンシャル・デイリー*、2006年4月20日付、*アジア・パルス*、2006年4月21日付)

マレーシアは知的財産法を強化し、IPの海賊行為と盗作事件を扱い、かつ建物内での海賊版の販売を許可している建物所有者を起訴することもできる、特別の裁判所の設置を計画していると、国内取引・消費者行政省のダトゥク・モッド・シャフィー・アプダル(Datuk Mohd Shafie Apdal)大臣が述べた。

同大臣は、同省は韓国と日本に職員を派遣し、同様な裁判所の設置について調査させたことを述べたうえで、「我々は2007年までにこの裁判所を設置し、判事は当然ながら司法局から来る。」と4月20日のクアラルンプールでの記者会見で述べた。

モッド・シャフィー大臣は、マレーシアがCDやDVDなどのIP製品の海賊版の最大輸出国であると長い間誤解されてきたと言う。「しかし、我々は最大の輸出国ではなく、中継点として利用されてきただけだ」と、詳細への言及は避けたものの、大臣はそのように指摘した。

専門の裁判所は、密輸事件または盗作や海賊行為などIPにかかわるすべての事件を扱うだろうとし、「政府は可能なことをすべてをやってきたし、これからも行っていく。海賊行為と模倣を防ぐための揺るぎない信念を持っている」と述べた。

来年発表が予定されている法律の強化について、モッド・シャフィー大臣は、執行官が違法なIP取引を行っている建物の所有者を取り締まることができるように、迅速な対策がなされることを政府は期待していると述べた。

4. 米国、マレーシアのソフトウェア海賊行為との戦いを期待

(*ロイター・ニュース*、2006年4月24日付)

米国は、6月に第1回交渉が開始される二国間自由貿易協定の中で、マレーシアがソフトウェアの海賊行為と著作権の侵害に戦うよう要請すると、米国商務省のデービッド・サムプソン(David Sampson)副長官は述べた。

マレーシアは深刻な著作権侵害があるとして、米国の監視国リストに入っている36カ国の内の一国である。米国企業は海賊行為のため年間2,500億米ドルの損害を被っていることから、著作権の保護は、多くの国との自由貿易交渉の中でも米国の重要な要求である。

最近、マレーシアのレコード業界は、海賊版商品を販売する小売業者にスペースを貸しているショッピング・モールに対して訴訟を起こすという画期的な動きがあった。

サムプソン副長官は、クアラルンプールでのロイターとのインタビューで、この問題の対処で昨年度ある程度の進歩があったことを認めたものの、IPRの盗作と模倣は重要な課題として残り、この交渉を進める中で触れなければならない課題であると確信していると付け加えた。

米国は、戦略的に重要な東南アジアの諸国との経済的なつながりを強めるため、3月にマレーシアとの自由貿易交渉に入ることに合意した。

5. マレーシア、IPRを保護すべし

(ダウジョーンズ・インターナショナル・ニュース、2006年4月25日付)

米国の政府高官は、マレーシアが米国企業の知的財産権を保護するための努力を向上させることを促し、それが、二国間の自由貿易協定を成功させる上の重要な課題にあるであろうと述べた。

「マレーシア(の知財保護)に前進は見られる。その前進は認めるが、まだ残されている課題も多く、特に光ディスクと医薬品の分野に多い。」と 米国商務省の次席秘書官のデービッド・サムプソン(David Sampson)氏は語った。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(Business Software Alliance: BSA)の最新データ(2004年)によれば、マレーシアで使用されている全ソフトウェアの61%は違法なものであると報告している。世界全体での海賊版の比率が35%であるのに対し、アジア太平洋地域では53%であると、BSAは指摘している。

米国とマレーシアは2006年6月に自由貿易交渉を開始し、2007年の初めには交渉を終了させる予定である。米国は、マレーシアにとって最大の輸出市場である。

先週、自由貿易交渉の開始前に、反海賊行為対策で意見を交わすためにマレーシアとワシントンから担当官が集まった。マレーシア側は、ソフトウェアと娯楽用ディスクの海賊版の取り締まりを確約し、著作権侵害者を制圧するための努力の一環として、知的財産権裁判所を設置することも述べた。

シンガポール

2006年4月ニュース

1. HP、シンガポールに知的財産権ライセンス・センター開設

(テレコムワールドワイアー、2006年4月19日付)

ストレイツ・タイムズ・ニューズペーパー、シンガポール、2006年4月19日付)

テクノロジー・ソリューションのプロバイダーであるHPは、4月18日、アジア太平洋市場を対象とした知的財産権ライセンス・センターをオープンすると発表した。

ライセンス・センターはシンガポールに設置され、地域の企業、政府、研究機関や大学がライセンス契約によってHPの技術やIPにアクセスできるようにするものとのことである。

HPによれば、アジア太平洋・IPライセンス・センター(Asia Pacific IP Licensing Center)は、当初はシンガポール、台湾、韓国、日本、インド、中国と新規な技術ライセンス契約を結ぶことに焦点をおく。その後、ビジネスの必要性が発生するのに合わせて、地域内の他の国々に拡張させる計画とのことである。

このセンターは、HPの持つ技術分野のノウハウや特許、商標、著作権のライセンスを提供するものである。

2. PDMインターナショナル、著作権法違反で罰金刑

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006年4月28日付)

インテリアデザインのコンサルタント事業を行うPDMインターナショナルは、無許可の違法ソフトの使用により、3万米ドルという高額な罰金刑を受けた。

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)によれば、PDMは、昨年1月1日付でシンガポール著作権法が改正され、商業目的のための意図的な著作権の侵害行為が刑事罰の対象となって以来、違反行為で罰金刑を科された最初の会社となった。

刑事捜査局が発表した容疑の詳細によれば、PDMはアジア太平洋地域に事務所を構えるが、昨年9月15日に警察がPDMを捜索して11台のコンピューターを押収した際、同社は、BSAに加盟するアドビ、オートデスク、マイクロソフト社のライセンスを受けていない51の違法なソフトウェアを所有していた。

改正された著作権法によれば、個人と企業は民事と刑事の両方の裁判に臨まねばならない。初犯者は最高で2万米ドルの罰金若しくは6ヶ月の懲役、又はその併科である。さらに、著作権者は、民事訴訟で侵害者に対して不法行為に対する賠償請求を提起することができる。その場合、侵害者は侵害した対象1件ごとに1万米ドル、合計で最高20万米ドルまで支払わねばならない。

フィリピン

2006年4月ニュース

1. ドリーム・サテライトTV、ケーブルの海賊行為の取締りに協力
2. IPO は科学技術のための知的財産を検討
3. ASEAN諸国の大臣、反海賊行為への新戦略に取り組む
4. オンラインによる商標出願が提案される
5. フィリピン政府、知的財産権の周知を徹底

1. ドリーム・サテライトTV、ケーブルの海賊行為の取締りに協力 (ビジネス・ワールド、2006年4月4日付)

ドリーム・サテライト・テレビ(Dream Satellite TV)は、国家捜査局(National Bureau of Investigation: NBI)の知的財産権部門が、先ごろヌエバ・エシジャ(Nueva Ecija)県にある、衛星から直接受信するケーブルテレビのプロバイダーであるMGMケーブル社の敷地を強制捜査した際に、捜索に加わったと声明で発表した。

この捜索により、約40万ペソの価値のある中継放送装置や機器が押収され、その中には衛星放送のパラボラアンテナ、ノイズの少ないブロック・アンプ、集積受信デコーダ、デコーダ・ボックス、システム・コンバーター、変調器、テレビ、リモコン、同軸ケーブルが含まれる。

報告によれば、預金通帳やMGMケーブルの取引を記録した他の書類も押収されたとのことである。なぜならば、この会社は無許可のケーブルを月150ペソで顧客に配信するビジネスをしていた疑いが持たれているからである。

この捜索は、ドリーム・サテライト・テレビと提携しているフィリピン・マルチメディア・システム(Philippine Multi-Media System, Inc.: PMSI)からの訴えにより始められた。

PMSIの訴えによると、MGM ケーブルはドリーム・サテライト・テレビの電波を違法に中継して、PMSI からの文書による同意なしにHBOやカートゥーン・ネットワーク、スター・ムービーズ、ナショナル・ジオグラフィック・チャンネルやデズニー・チャンネルを配信していた。

PMSIの海賊行為撲滅実行部隊のヘッドであり、退役大佐のバイロン・ディー・タバンガイ(Byron D. Tabangay)氏と NBI 顧問のジョー・エム・トベラ(Joe M. Tovera)氏は、捜索により違法放送の中身を表す写真が押収され、そこにドリーム・サテライト・テレビのロゴが写されていたと述べた。

NBIの知的財産権部門のトップであるヨセ・ジャスト・ヤップ(Jose Justo Yap)弁護士は、MGMケーブルは、フィリピン知的財産法として知られる共和国法 第8293の第170条に関連する155条、又は商標侵害に関連して嫌疑をかけられていると、報告の中で付け加えている。

2. IPO は科学技術のための知的財産を検討 (INQ7.net, 2006年4月6日付)

フィリピン知的財産庁(The Intellectual Property Office of the Philippines: IPOPHIL)は、科学技術のための特別な研究・開発プログラムを持っている民間の教育機関を対象に、

科学技術のための知的財産保護に関する3日間のセミナーを開催する。

マカティ(Makati)市のIPOP(HIL)内で開催されるこのセミナーは、知的財産権情報及び技術情報源としての特許書類の重要性を法律の専門家等により理解してもらうことを目指している。

参加者には、国際分類システムに基づいた特許の分類についての基礎的な知識が与えられ、研究・開発プロジェクトを行う以前に、特許のサーチを実際に行う。

法律の専門家や大学教授たちが、国のIPシステムの概観、先進国の経済と産業の発達の中での特許制度の役割、実用新案や工業デザインを通して真の創造性を強めることなどの様々なトピックについてプレゼンテーションを行う。

IPOP(HIL)のアドリアン・クリストバル・ジュニア(Adrian Cristobal Jr.)長官は、特許を取得した製品を商業ベースに乗せることで利益を得ることができるから、知的財産は学校や大学の財産であると説明した。

フィリピン・ディリマン(Diliman)大学は様々な研究プロジェクトや活動を行ってきてり、その中には教科書の作成、創作、研究プログラム、公開の研究論文が含まれる。

3. ASEAN諸国の大臣、反海賊行為への新戦略に取り組む

(INQ7.net, 2006年4月11日付)

東南アジア諸国連合(ASEAN)、米国特許商標庁(United States Patent and Trademark Office)及びフィリピン・オプティカル・メディア委員会(OMB)は、海賊行為撲滅のために初めてのジョイント・ワークショップを開催したが、アジアの悪化する音楽とビデオの海賊行為と戦うため、新戦略を描くことがアセアン諸国に求められた。

アセアン知的財産作業グループのハジ・シュブ・エムディー・ユシヨップ(Haji Shuib MD Yusop)委員長は、マカティ(Makati)市で2日間に渡り開催されたイベントの参加者に、このワークショップが、各国代表が知的財産のエンフォースメントの経験を交換し合い、アジア全体の映画と音楽の海賊行為を減らすための国境を越えたプログラムを作る一助となるようにすべきだと述べた。

ユシヨップ氏は、ビデオの海賊行為の最近の傾向に対して新対策が投入されねばならないと言う。最近の傾向としては、ビット・トレント(BitTorrent)のようなピア・ツー・ピア(peer-to-peer: P2P)のファイル・シェアリング技術が含まれる。ユシヨップ氏はP2P ファイル・シェアリングは、既にシンジケートが手に入れたビデオを大規模な光ディスクの製造設備のある他の場所に転送するのに使われていると警告した。

ユシヨップ氏は、もし侵害が減らなければ、インターネットを使った海賊行為はユーザーが直ちに中身をダウンロードできるので、実際の光ディスクの海賊行為を上回るだろうと述べた。

また、各国が知的財産政策を強化し、違法なコピー品の船積みや流通を食い止めるため、アジア全体の法律執行者のネットワークを作るための幾つかのアプローチ法も提案した。もっとも、同氏が最も強く提案したのは、政府が海賊行為の負の効果を市民に教育することである。

アセアンのレポートによれば、2004年に世界で押収された海賊版光ディスクの67%はアジアからであると伝えている。このうち、VCDの海賊版が99%、DVDの海賊版が73%を占める。

加えて、ヒルズ・アンド・アソシエイツ・リスク・コンサルティング(Hills & Associates Risk

Consulting Inc.)のレポートによれば、2004年における光ディスクの海賊行為からの収入は5,120億米ドルに達し、それに比べると、麻薬産業の収入は3,220億米ドルに過ぎない。

4. オンラインによる商標出願が提案される

(ビジネス・ワールド、2006年4月25日付)

フィリピン知的財産庁(IP Philippines)は、オンラインの商標登録システムを立ち上げ始めた。IPフィリピンはエクイタブル・PCIバンク(Equitable PCI Bank)と共同で、商標電子出願システム(TM Online)プロジェクトに取りかかったと発表した。

IPフィリピンのアドリアン・エス・クリストバル・ジュニア(Adrian S. Cristobal, Jr)長官は、声明の中で、TM Onlineはウェブ・サイトを使った電子ファイリング・システムで、商標、サービスマーク、地理的表示その他の所有権のあるマークの出願・登録のためのシステムであると述べた。

新しいサービスの利用を望む出願人は、<http://ipophil.gov.ph> のアドレスに接続し、電子フォームを作成し、商標の電子コピーを添えて提出しなければならない。出願人はエクイタブル・PCIバンクに口座を開き、手数料はそこから引き落とされる。

5. フィリピン政府、知的財産権の周知を徹底

(INQ7.net、2006年4月26日付)

フィリピン政府は、知的財産庁(IPO)を通じて知的財産の利害関係者の何人かと契約を結び、フィリピン人が知的財産に対してより関心を持つように積極的な行動をとるよう要請した。

IPOのアドリアン・クリストバル長官は、フィリピンのソフトウェア、ケーブルテレビ、国際ソフトウェア産業を代表した利害関係者との契約を結ぶことにより、警察の捜索などの現在の取締り活動を補完することができるため、このような契約を通じて、フィリピン政府が更なる周知活動を真剣に進めていると強調した。

興味深いことに、IPO はまた、フィリピン・ケーブルテレビ協会(Philippine Cable Television Association)の会員とも最終的に正式な契約を取り交わした。同協会は電波の野放図な海賊行為からの保護を強く訴えていた。

IPOのパシフィコ・アベニド・ジュニア(Pacifico Avenido Jr.)副長官は、国内ケーブルテレビの海賊行為の問題に対して口を挟むのは「IPOの職権の範囲ではない」と語る。しかし、政府機関は関連する機関を集めて、一緒に、フィリピンのケーブルテレビ産業が直面する問題に対処するよう助けることはできると述べた。

一方、クリストバル長官は、3つの機関との契約は、IPR の保護と推進のために政府が民間機関と共同歩調を取るということを公約したものだと言う。この契約により、IPO は地元のケーブルテレビを使い情報提供コマーシャルを流すことができるようになった、と政府の担当官は付け加えた。

別のインタビューで、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のタルン・ソーニー(Tarun Sawney)アジア反海賊対策部長は、BSAがIPOと結んだ契約は、両者のIPRの推進活動の基本となると述べた。

ソーニー氏は、BSAはフィリピン国内でIPRを保護推進するため、教育と「キャパシティー・ビルディング」活動を行っている」と述べている。

インドネシア

2006年4月ニュース

1. ユドヨノ、知的財産権の大統領令に署名
2. 日本、インドネシアとの経済提携協定の交渉に入る
3. インドネシア、IPRのパフォーマンスのより客観的な評価を望む
4. インドネシア、知的財産権条約を批准
5. 米国、インドネシアに反海賊キャンペーンの一層の推進を要請

1. ユドヨノ、知的財産権の大統領令に署名

(アジア・パルス、2006年4月3日付)

スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領は、知的財産権の侵害に対処するためのナショナルチームを編成する大統領令に署名した、とマリ・イー・パンゲス(Mari E.Pangestu)貿易大臣は述べた。パンゲス大臣は、3月27日に署名された大統領令は、国内により良い投資環境を作り出す政府の努力の一環として、知的財産権のより確実な保護の保障を目指すものだと述べた。

大統領令は、知的財産権の侵害に対してナショナルチームが法的アクションを起こすためのステップが決められていると、彼女は付け加えた。そして、タバコのブランド偽造という大騒ぎとなった地元のタバコ製造業者に大きな痛手を与えた事件を引用した。

インドネシアは知的財産権の保護実績に乏しく、米国通商代表部の監視国リストに入れられている国の1つである。

2. 日本、インドネシアとの経済提携協定の交渉に入る

(ダウジョーンズ・コモディティ・サービス、2006年4月17日付)

日本とインドネシアは、経済提携協定(EPA)締結に向けて4回目の交渉に入った、と日本の政府関係者が述べた。

5日間にわたる交渉は、日本側から藪中三十二外務審議官と、インドネシアのソエマディ・プロトディニングラット(Soemadi Brotodiningrat)元駐米大使が参加した、とある外務省筋が省の方針を語る中で匿名を条件に述べた。

両国は、昨年、二国間の商品、サービス、労働力の移動、知的財産と投資を網羅する協定の可能性について交渉に入り、早急な協定の締結を目指していると同筋は語る。

共同通信によれば、両国は今年度の中頃までには基本的な合意に達することを望んでいる。

インドネシアは、国内の労働力、特に工場労働者、水夫、老人の介護者等の日本市場への派遣がよりスムーズになることを望んでいる、と共同通信は伝える。

3. インドネシア、IPRのパフォーマンスのより客観的な評価を望む

(アジア大洋州ニュース・エージェンシー機関、2006年4月22日付)

政府は、米国通商代表部(USTR)がインドネシアの知的財産権高揚のための行動をよ

り客観的に評価することを期待している。なぜなら、インドネシアは既に海賊版撲滅のために多くをなしてきたからである、とスポークスマンは言う。

「今年度は、USTRがより客観的な評価を下すよう期待している」とアブドゥル・バリ・アゼット(Abdul Bari Azed)知的財産総局長は述べた。

バリ総局長は、インドネシアは反海賊版行為のために多くのことをしてきたと主張する。昨年、USTRはインドネシアを優先監視国リストに加えたが、バリ総局長によれば、インドネシア側は知的財産権法の執行のために行った様々な対策の報告書を提出したとのことである。

「我々は知的財産権の侵害事件を法的に処理するなど、知的財産権分野で法のエンフォースメントを進めるステップを踏んできた」と総局長は語る。また、インドネシアは2006年大統領令第4号を発令し、知的財産権侵害に対処するナショナルチームを編成したことも付け加えた。

総局長によれば、同チームは知的財産権法のエンフォースメントのプロセスを計画、調整、評価する任務を負っており、政治、治安、法務分野を統括する各大臣が長を務め、法務人権大臣が最高責任者となっている。

アブダル・バリ総局長は、インドネシアは国内での知的財産権侵害事件の件数が多いため、優先監視国リストで第三番目に位置づけられているとしている。

4. インドネシア、知的財産権条約を批准

(BBC モニタリング・アジア・パシフィック、2006年4月26日付)

ジャカルタに本拠を置くインドネシア語の日刊紙リパブリカ(Republika)のウェブサイトオンライン版は、インドネシアが批准している5つの知的財産権法の条約を報告した。その報告によれば、インドネシアは国内の知的財産法制を国際法と調和させるため、ステップを採ってきたとのことである。5つの条約とは、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約、商標法条約、ベルヌ条約、WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約である。

知的財産権と人権の教授であるアブドゥル・バリ・アゼット(Abdul Bari Azed)氏によれば、インドネシアは既に1994年に批准されたWTOの知的財産権の貿易関連側面に関する協定(Trade Related Aspects of International Property Rights)の加盟国となっている。その加盟プロセスにおいて、インドネシアは、特許、商標、著作権、工業意匠、営業秘密、回路配置、植物品種に関する法律を成立させた。

今回の第6回の世界知的財産デーは、知的財産制度や資源の開発に対する社会の態度を変化させるよい機会であると同氏は述べている。

5. 米国、インドネシアに反海賊キャンペーンの一層の推進を要請

(ジャカルタ・ポスト・ニューズペーパー、インドネシア、2006年4月28日付)

米国は、インドネシアの海賊行為や偽造に対する取り組みを賞賛しつつも、犯罪に対するより具体的な取締りを開始し、より厳しい罰則を与えるようインドネシアを促した。

訪問中の米国商務省次官のデービッド・サムプソン(David Sampson)氏は、米国政府はインドネシア政府が医薬品、自動車や飛行機の部品、及びソフトウェアの偽造を取締ることを奨励していると伝えた。

木曜日にジュサフ・カラ(Jusuf Kalla)副大統領と会見したサムプソン氏は、米国はイン

ドネシアがこれらの知的財産権侵害者に厳重な処罰を科し、彼らに対するエンフォースメント行為を強化するよう望んでいると伝えたとのことである。

著作権の海賊行為の結果、米国企業は、特に世界での販売機会の喪失や失業のため、年間2,500億米ドルの損害を被ると見込んでいると同氏は述べている。

野放図な著作権侵害行為のため、米国通商代表部は1996年以来インドネシアを優先監視国リストに入れている。

ベトナム

2006年4月ニュース

1. BSA、ベトナムのソフトウェアの海賊行為との戦いに協力

(サイゴン・タイムズ・デイリー、2006年4月14日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、ベトナムがソフトウェアの海賊行為と対決するのに協力して、地元の企業に財産管理のためのソリューションを提供する。

BSAがホーチミン市にてベトナム商工会議所(VCCI)と共同で開催した著作権保護セミナーの場で、BSAは地元の企業に無償で資産管理(Software Asset Management : SAM)ソフトウェアを提供すると発表した。

SAM は企業が良好なガバナンスを採用し、ソフトウェアへの投資から最大の利潤を上げると同時に、法に従わなかった場合に起こりうる法的、財政的コストの負担から企業を守ってくれるものである。

2. 副首相、反密輸委員会の職域範囲を拡大

(タイ・ニュース・サービス、2006年4月18日付)

ブ・コーン(Vu Khoan)副首相は、ハノイで開催された密輸・不正取引防止国民会議(National Conference on Preventing Smuggling and Trade Fraud)の席上、反密輸委員会(Anti-smuggling Committee)に、知的財産侵害品と違法商品の取引を一層取り締まるよう指示した。

国家がますます解放されていく過程で、不正取引はベトナムが世界貿易機関のメンバーになるための交渉を進めていく上で難しい問題になっていくだろう、とコーン副首相は述べた。

また、反密輸と不正取引対策の成果はいまだ十分ではなく、問題の根本まで立ち入ることが至上命令だとも述べている。

コーン副首相は、密輸業者は法や政策の抜け穴を探り、違法な行為を続けているから、関係機関は政策と現実との間の乖離を調整せねばならない、と参加者に警告した。関係機関の協力強化が必要であり、現場はもっとイニシアチブをとらねばならない。企業や生産者も同様に、反密輸対策に積極的に参加しなければならない。

市場監視局では、多くの密輸事件が報告されている。その中には、クアン・ニン(Quang Ninh)省での555本入りタバコが10万箱、カントー(Can Tho)市では20億ベトナムドン相当の携帯電話700個、ロンアン(Long An)市では10万リットルの石油、ビン・ドゥオン(Binh Duong)では密輸商品が詰められた容器などの例が含まれる。

3. 政府がソフトウェア海賊版の取締り開始

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年4月23日付)

ホーチミン市の検査官は、4月20日にソフトウェア海賊版の取締りを開始し、19のCPUから、おおよそ20億ベトナムドン相当の違法ソフトを没収した。検査官によると、海賊版ソフトは第3地区のチタン・インフォーマティク・トレード・センター(Titan Informatics

Trade Centre)のコンピューターにインストールするはずのものであったとのことである。

「この取締りは、国内外のソフトウェア著作権侵害を制圧するという政府の決意を示したものだ」と文化情報省のブ・ジュアン・タン(Vu Xuan Thanh)首席検査官は述べた。

同省は他の機関と協力して、全国で海賊版ソフトを使用し販売していると言われる企業を徹底的に探し出している。「侵害の初犯者は特別に考慮するリストに加えられるが、侵害を続ければ厳格に処罰される」とタン氏は言う。

査察は先月初旬にハノイで行われたもののフォロー・アップであり、2006年から2010年までの知的財産権侵害に対するアクション・プランの一部である。

政府は、7月に施行される知的財産法に従ってソフトウェア製品の保護が法定化されるのに伴い、主要なソフトウェア会社及び機関と共同でベトナム企業をサポートするための幾つかの活動を実施する。

ベトナム商工会議所(VCCI)とマイクロソフト社も、これから6月30日にかけて企業のための特別プロモーション計画を推進中である。

郵政及び通信関連(Post and Telematics)省のヴ・ダク・ダム(Vu Duc Dam)副大臣は、政府は野放図な海賊行為の解決を決意したと語る。「これは、産業全体、特にソフト産業に必要なことだ」と副大臣は述べている。

ブルネイ ダルサラーム

2006年4月ニュース

SMEsは知的財産権を守ると発言

(ボルネオ・ブルティン、2006年4月25日付)

この地域の中小起業家 (small and medium-sized entrepreneurs)は、形があって目に見える資産に重点を置き、知的財産権の保護を見過ごしている。

2日間にわたる世界知的所有権機関(WIPO)の中小起業家のための知的財産に関するナショナル・セミナーの開会の辞で、昨日、法務長官室の弁護士、ダティン・マグデレン・チョン (Datin Magdalene Chong) 氏は次のように述べた。「ほとんどの中小起業家は、自分たちの知的財産権から最良の結果を引き出すため、権利の保護、管理、執行のための必要な手段をとらない。」

ダティン・マグデレン氏は、セミナーの主要な目的は中小企業 (SMEs) の知的財産への認識を高めることにあると述べた。この事実は慌ただしい企業の生存競争の中で通常忘れられている。

ブルネイ国民により良いサービスを提供しようとする国王政府のたゆまぬ努力の一環として、商標登録局は商標の電子登録システムを開始すると同弁護士は述べた。

このシステムは、今年の9月から使用が開始される予定である。新システムがスタートすると、登録局に保管されている登録済商標が迅速かつ正確にサーチ可能となる。

また、商標所有者や出願人が更新や出願をしたりすることが24時間、無休でオンライン対応可能となる。

商標及び特許登録局は、5月の第1週に「法律・裁判所 (Law and Courts)」ビルへ庁舎を移転する。新しい場所は、利用者にとってより快適でよい環境となるであろう、とダティン・マグデレン氏は述べた。

ブルネイでこのセミナーを開催したことはタイムリーであり、中小起業家がブルネイ経済の果たす役割を高め、果てしない競争が続く環境で能力を高め、グローバル化の時代で持続した発展を遂げられるように願う国王政府、第一次資源省及びブルネイ経済開発局の努力を補うものである。

ミャンマー

2006年4月ニュース

ミャンマー、IT発展のためのICT 週間を設ける

(新華社通信、2006年4月29日付)

ミャンマーは、国の情報技術(IT)セクターを発展させるため、一連のICT週間の企画を打ち出した。1週間にも及ぶ催しは、フレインの一地区(Hlaing township)のミャンマー・インフォテック・コーポレーション社(Myanmar Info-Tech Corporation Ltd)で開催され、国内外からのICT (information and communication technology) 製品の展示、ICT関連の議論、ワークショップやセミナー、ICTコンテストが催される。

ミャンマーは、アセアン統合のためのイニシアチブ(Initiative for ASEAN Integration)に沿って、ITセクターの発展のためにICT開発マスタープランを作成した。ICTの開発は2000年にアセアン(Association of Southeast Asian Nations)のサミットで合意されたIAIの中での4つの優先分野の1つであり、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4つの新加盟国を援助し、地域の加盟国間の格差を狭めようとするものである。

ミャンマーはICTのプランを実行するため、1996年にミャンマーコンピューター開発法を発布した。電子政府、電子商取引への実質的な貢献となるサイバー法、電子取引法は2004年に発布された。電気通信法、知的財産法もサイバー法の一部であるが、これらも立案されている。

さらに、ミャンマーはブロードバンドシステムを使って全省をリンクし、ICTを利用した政府機能を実行できるようにした。ミャンマーにはコンピューター学科を持つ2つの総合大学と、24の政府系コンピューター単科大学がある。

インド

2006年4月ニュース

1. 特許権への認識高まる
2. R&Dへの投資拡大のためにはIPR法の正しい執行が必要
3. ソフトウェアの海賊行為で5億米ドルの損害
4. インドはIPRの利益を研究者に分け与えることを計画
5. IPRの新体制で特許出願件数増加
6. インドと米国は強力なIPR体制を築く
7. FIEOとNIPO、データ保護法を要求
8. インド、再び米国の優先監視リスト入り
9. インドとパキスタン、バスマティック米で共通のIPR を取得か

1. 特許権への認識高まる

(ヒンズー、2006年4月8日付)

インドは、今後数年間で世界有数の特許保有国になるであろうと、ニューデリーの特許ファシリテーション・センターの上級科学官ヤシュウォン・デヴ・パンワー (Yeshwant Dev Panwar) 氏は述べた。

モハメド・ササック工科大学 (Mohamed Sathak Engineering College) と特許ファシリテーション・センター及びタミル・ナド (Tamil Nadu) 州科学技術カOUNシルが共同で開催した特許への関心を高めるワークショップの基調講演で、同氏は、若い学卒者、科学者及びその他の者の間で特許への関心が広まっていると述べている。

インドには、理科系及び工学系の学卒者が多い。そしてこの中からかなりの者が研究開発職に従事している。若い学卒者や科学者の間で関心を生み出すことは重要なことであり、科学技術省はこれまで全国で305のワークショップを開催してきた。

チェンナイ支局のティー・ヴィー・マドゥスダナン (T.V Madhusudanan) 特許・意匠副登録官によれば、国内には19万人近くの特許権所有者がいるという。特許制度は150年間続いているが、科学者や各機関が特許の登録に関心を示したのはわずかここ数年のことである。国内で5,000人近くの人の特許の出願をしてきている。

タミル・ナド (Tamil Nadu) 州科学技術評議会のメンバー・セクレタリー (Member-Secretary) のイー・ラマサミー (E. Ramasamy) 氏は、大局的に見てこれはインドにとって有利なことであるし、成長が見込める。インドが毎年生み出す学卒者数は、国として世界のトップレベルだ。

もし、彼らが自分たちの発明や技術に対して特許を取ることの必要性や重要性を理解したなら、特許の利益を享受することが出来る。だから学生たちは、特許出願の形式に特別の注意を払うべきだ。

モハメド・ササック・トラスト (Mohamed Sathak Trust) 議長のエス・エム・ハミド・アブダルクワダー博士 (Dr. S.M. Hamid Abdul Quadir)、校長のイエムリ・ラクシュミナラヤナ博士 (Dr. Yemuri Lakshminarayana)、経営学部長のエム・ラジャマニ (M. Rajamani) 博士、ヴィ・バラクリシュナ (V. Balakrishna) 農業学校 (School of Architecture) 長が相次いでスピーチをし、ワークショップにはタミル・ナド州の様々な学校から200名以上の参加があった。

2. R&Dへの投資拡大のためにはIPR法の正しい執行が必要

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年4月26日付)

インドの研究開発活動への投資拡大は、特許保護法の効果的な執行にかかっていると専門家が述べている。

知的財産権(IPR)の保護は、新規商品の市場への導入及びR&Dへの投資と結びついており、さらにアメリカのサービス部門にとって重要である、とロバート・オ・ブレイク(Robert O'Blake)米国代理大使は述べた。

「それ(IPR保護)なしでは、新規商品を市場に送り込むことはできないし、R&Dへの投資なしにはインドにとって実現可能な成長途上の新規で強力な固有の産業へ道を開くことも出来ない。」と、IPRのエンフォースメントに関するインド-米国セミナーで代理大使は述べた。

インドは優秀な人的資源を抱えており、国内の発明を促進させるために強力な特許保護の体制が必要であると、知的財産のCタスク・フォース委員長、ラメッシュ・アディジ(Ramesh Adige)氏は語った。

「一般の人々の認識を高めることが特許法執行の成功の鍵となり、逆にそれが特許法の成果を決定する。」と彼は言った。

IPRへの無関心が保護法の執行の上で大きな問題であると、著作権局長官であり登録官のマドフカー・シンハ(Madhukar Sinha)氏は語った。

3. ソフトウェアの海賊行為で5億米ドルの損害

(ヒンドゥー、2006年4月26日付)

インドのソフトウェア会社は、海賊版ソフトのため1年間に5億ドルもの巨額な損害を被っていると、「世界的なソフトウェア海賊行為」と題したBSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)とIDCの最近の研究が明らかにした。

海賊版の比率や額は、2003年の73%、3億6,300万米ドルから、2004年は74%、結果的な損害は5億1,900万米ドルへと増加した。「海賊版の比率の増加はわずか1%だが、その結果は経済やIT産業の規模から見て約40%の増加だ。これは恐ろしい状況である。」と、BSA(インド)のアジェイ・アドバニ(Ajay Advani)議長代理は述べた。

BSAの努力は「安全で合法的な」デジタル環境を作るためであり、「合法的なソフトの重要性についてユーザーを教育し、エンフォースメントや法律行為の発動をすることを通じて、ソフトウェアの海賊行為が成長の可能性や機会を弱めるという認識を生み出し、それにより海賊行為を減らすことが出来る」と、同氏は述べた。

4. インドはIPRの利益を研究者に分け与えることを計画

(アジア・パルス、2006年4月27日付)

インド政府は、国内の発明を促進させるため、科学者の研究が商業化された場合に利益の一部を彼らに還元することを認める法案を検討中である。「我々は知的財産を創造した研究者に何らかの所有権を与える法案を検討中である」と、ハノーバー・テクノロジー・フェア(Hannover Technology Fair)で、科学技術連合省(Union Science and Technology)のカピル・シバル(Kapil Sibal)大臣は記者に語った。

インド国内に研究開発センターを設置するため、国内外の投資家を出来るだけ多く呼び込むことが重要だと大臣は述べ、政府はインドの知的財産管理機関を設置する計画であると付け加えた。

シバル大臣は、マンモハン・シン首相のドイツ訪問に随行するインド代表団の高官の一人であったが、両国は相互協力を弾みをつけるため、科学技術研究センターを設置することに合意したと述べた。

ドイツ教育研究省のアネット・シャバン(Annette Schavan)大臣は、10月から11月の間に計画されるセンターの協定署名のためインドを訪れる予定である。

5. IPRの新体制で特許出願件数増加

(エコノミック・タイムズ、2006年4月28日付)

知的財産権の保護法が整備され、政府は2005 - 6年にかけて23,000件近くの出願を受理した。これに対し前会計年度は17,466件のみだった。

物質特許が適法とされた今、政府は出願件数が2006 - 2007年に向け最高記録となることを期待している。2000 - 2001年にかけて5,000件しか特許出願がなかったことを考慮すると、状況は大きく変化している。

政府が提案している新ルールによれば、最速3ヶ月で特許が付与されるため、より多くの出願が見込まれる。現行法によれば特許が付与される最短期間は6ヶ月である。

提案されている新規則によれば、出願から3年以内に特許が付与されねばならない。現行法では政府は特許の可否の決定に6年の時間をかけられる。

メールボックス出願も受け付けられており、現在処理されていると担当官は述べ、新しい規則の導入は特許取得の手続きの能率化を進めるだろうと、付け加えている。

6. インドと米国は強力なIPR体制を築く

(ヒンズー、2006年4月28日付)

ロバート・オ・ブレイク(Robert O Blake)米国代理大使は、インドの産業で、特に製薬とIT分野は知的財産体制の強化に打ち込んでいると述べた。

CII と当地の米国大使館との共催によるIPRワークショップで、ブレイク代理大使は「インドは先進技術で世界的な実力者となり、世界規模のサービスセクターのハブとなっている。」と語った。

また、米国とインドは知的財産権の強力な体制を構築し、発明技術の開発促進を誓ったとも述べ、著作権の問題では、人材開発省の著作権長官及び登録官のマドフカー・シンハ(Madhukar Sinha)氏は、国内製品の価格設定方策が著作権法の成功に関係があると述べている。

IPRのCIIタスク・フォース委員長のラメッシュ・アディジ(Ramesh Adige)氏は、特許制度のエンフォースメントは発明を推進するためにより重要であると述べ、産業は大きな利害関係を持ち、政府と民間の連携のモデルがこの問題のために展開されねばならないと語る。

7. FIEOとNIPO、データ保護法を要求

(ヒンズー、2006年4月29日付)

インド輸出機関連合(The Federation of Indian Export Organisations)と国立知的財産機関(the National Intellectual Property Organisation)は、データ保護の立法を求める運動を起こした。NIPOは、現行のインド著作権法とIT法の規定は、データベースの所有者の利益を保護するには不十分と見ている。

FIEOの北部地域委員長であるアール・ケー・ダワン(R.K Dhawan)博士は当地でのセミナーで、国内で知的財産の革命を起こすため、意識高揚キャンペーンを打つ必要があると述べた。同博士は、この点で非政府組織が政府の努力をサポートするよう強く求めた。

8. インド、再び米国の優先監視国リスト入り

(ヒンダスタン・タイムズ、2006年4月29日付)

米国は、再びインドを米国製品の著作権、商標、特許の保護が不十分である国として、通商法スペシャル301条による「優先監視国リスト」に載せた。

米国通商代表部のロブ・ポートマン(Rob Portman)通商代表が発表したリストの中には、中国とロシアを含む他の12カ国が掲載されていた。報告の中では、昨年インドが知的財産権の体制作りで進歩したことは認められているが、「法の不備と非効果的なエンフォースメントにより保護に対する不安が残る」という立場が取られている。ソフトウェア、映画、フィクション作品、教科書、電波の分野で著作権の侵害が野放しになっているとも述べられている。

米国通商代表部は、インドが世界知的所有権機関のインターネット条約に加盟することを望んでいる。インドが2005年に医薬品と農業用化学製品に物質特許を与える法を制定したことは前向きな一歩ではあるが、特許の法体制から離れる立法面での重要な欠落である。USTRによれば、偽造・海賊版商品に対するエンフォースメント、警察の活動、抑止効果としての刑の宣告などで改良が求められるとのことである。

9. インドとパキスタン、バスマティック米で共通のIPRを取得か

(ビジネス・レコーダー、2006年4月30日付)

インドとパキスタンは、バスマティ米(Basmati rice)で共通の商標取得に乗り出す。両国は共同でバスマティ米の地理的表示を求め、世界中で知的財産権の取得に乗り出すことで合意した。

2006年3月28、29日の両日、イスラマバードで開催された両国の商務秘書官による詳細な話し合いの結果、インドとパキスタンは、バスマティ米の地理的表示の共同登録を話し合うため、「ジョイント・スタディ・グループ」を結成した。

この話し合いでは、バスマティ米の知的財産権を共同で出願することが合意され、この問題を話し合い、バスマティ米を保護登録するためのステップを助言する専門家によるサブグループがつけられるだろう。

この問題は、両国政府とともに、全インド米輸出業者協会(All India Rice Exporters Association)とパキスタン米輸出業者協会(Rice Exporters Association of Pakistan)も非常に活発に検討してきた問題である。

この問題に関してAIREAはREAPに対し書簡を送り、パキスタンとインドの米輸出業者がこの問題で共同の会議を持つことを提案した。

パキスタン

2006年4月ニュース

生物海賊行為をチェックするためのIPR規則の必要性を強調

(ビジネス・レコーダー、2006年4月15日付)

パキスタン農業研究カウンシル(Pakistan Agricultural Research Council)がアジア生産性機関(Asian Productivity Organisation)及び国立生産性機関(National Productivity Organisation)と共同で開催した、1週間にも及ぶ「知的財産権」に関する国際ワークショップが終了した。

このワークショップには、バングラディッシュ、カンボジア、フィジー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、パキスタンからの代表団が参加した。

閉会の辞で、ファイサラバッド(Faisalabad)農業大学の副総長バシャー・アマド(Bashir Ahmad)博士は、ますます増大する特許の必要性、特許侵害に対する抗戦、外国の会社が野生植物を利用して薬品などを製造し、原産国に対し何ら見返りを与えない、生物海賊(バイオ・パイラシー)と呼ばれる行為をなすことをチェックするための知的財産権の規則の必要性を強調した。

同博士は、後発開発国も2013年までに知的財産権の貿易関連側面(Trips)協定で定められた水準まで国内の知的財産権法を整備しなければならないと述べ、「植物の品種改良従事者に与えられる保護のタイプと強さを決定することが最も必要な国々は、規則の効果的な執行を約束しなければならない。」と語った。

最後に、参加者により知的財産権規則の勧告を行い、次の行動のためにこれをアジア生産性機関(APO)の加盟国に送るであろう。

クウェート

2006年4月ニュース

1. クウェート当局、コンピューター会社2社を捜索

(ミドル・イースト・カンパニー・ニュース、2006年4月9日付)

クウェート当局は、国内の知的財産権保護のキャンペーンを強化した。それは、個人や会社の中での不正ソフトの使用と流通をコントロールしようとするものである。

これに関連し、当局は最近、2つのコンピューター会社を捜索し、ウィンドウズXP、マイクロソフト・オフィス、アドビ、ノートン・アンチウイルスを含む海賊版ソフトの2つのハードディスクと188のCDを没収した。

ソフトの海賊版に対するキャンペーンは、クウェート政府が行うより大きな政策の一部で、その政策は国内のソフト産業の育成と世界のソフト開発業者の投資を呼び込むために、安全なデジタル環境を推し進めようとするものだ。この努力の一環として、当局は取引業者、流通業者、エンドユーザーを対象にした周知キャンペーンを定期的に行ってきた。ここでは、海賊版ソフトを使うことのデメリット、例えばPCのパフォーマンスの悪さ、信頼性にかけること、データの安全性が損なわれること、生産性とITへの投資が減ずることを訴えている。

2. ユネスコのシンポジウム、著作権保護を後押し

(クウェート・タイムズ、2006年4月17日付)

ユネスコは60周年を迎えた。この機会にユネスコはクウェートで幾つかの教育問題のシンポジウムを開催している。2回目のセミナーは「知的財産権」と題して、シェラトンホテルで開催され、多くの学生や民間防衛団(Civil Defence)のメンバーが参加した。ユネスコには191の加盟国と6つの準メンバー国がある。

「60年にもおよぶ熱心な活動が1945年の壊滅後の復興を助けた。我々は、毎年、文明の将来をより明るくし続けている。ユネスコはすべての教育、自然科学、人間科学、文化、コミュニケーションを1つにまとめ、仕事に反映させている。」と、ユネスコのクウェート国内委員会のハサン・セイファー (Hasan Safar) 博士が述べた。

ユネスコはこれらの分野での活動を計画、企画しているだけではない。ユネスコはまた平和を維持し、開発、環境保護という現代的問題解決のためにも働いている。「これらの諸問題の1つが知的財産である。それは重要で深刻な国際問題となっている。ユネスコのクウェート国内委員会は1979年に設立されて以来、設立の任務と目的に沿って活動している」とセイファー博士は述べた。

知的財産は多面化してきており、クウェートの1つの担当局だけではコントロールできない。「情報省は法律相談を提供しているし、著作権の侵害について人々に情報を与えている。我々はこの方面で教育省と協同すべきだ。なぜなら、クウェートの若者は海賊版CDを購入し使用する最大の世代だからだ。」と情報省の新聞・出版行政担当のイブラヘム・アルノ (Ibraheem Al-Nouh) 次官補は述べた。

クウェートは国際知的財産権機関(International Intellectual Property Rights Organization)に1999年に加盟した。現在クウェートは、他の多くの国際的、地域的、例え

ば世界貿易機関のような機関に加盟している。情報省は国際会議でクウェートを代表する部署である。

情報省は、著作権のある商品を販売している店を査察する。同省は、裁判ではクウェートの国を代表し、この問題で多くの成果を上げてきた。「情報省はこの問題で本を発行し、2001年には知的財産権で最初の国際会議も開催した。また幾つかの展覧会も開催し、2004年までには何万件もの不正品を没収し、4万件の搜索も行ってきた。」と、アルノ氏は続けて述べた。

イスラエル

2006年4月ニュース

1. PhRMA がIPRの保護を要求

(イスラエル・ビジネス・アリーナ、2006年4月3日付)

米国研究製薬工業協会 (Pharmaceutical Research and Manufacturers of America: PhRMA) は、イスラエルの知的財産権保護は昨年弱まったと主張する。PhRMAは、米国通商代表部(USTR)へ宛てた書簡の中で、イスラエルは国内のジェネリック薬品会社(例えば、テバ(Teva)製薬工業(ナスダックではTEVA; TASE: TEVA))を保護する施策をとり、知的財産権を保護する法制を弱体化したと批判した。

PhRMAが米国通商代表部に対して優先国(米国政府のスペシャル301条プログラムで最も厳しい分類)に格下げするよう求めた国は、イスラエル一国ではなかった。PhRMAは同様の再評価をカナダ、ドイツ、ポーランド及びトルコにも求めている。

PhRMA のスポークスマンは、同協会がテバやその他の特定の会社を狙っているわけではないと述べている。イスラエル法では、国内のジェネリック薬品会社に輸出(主として米国)向けのジェネリック薬品を製造する自由を与えている一方、処方薬メーカーに対しては何らの知的財産権保護も与えていないとしている。

2. イスラエルが米国の知的財産権優先監視国リストに残る

(イスラエル・ビジネス・アリーナ、2006年4月30日付)

在ワシントンのイスラエル大使館上級外交官は、ブッシュ政権がイスラエルを知的財産権を擁護しない優先監視国リストにとどめたのは残念であると述べた。米国通商代表部(USTR)は、2006年のレポートで、イスラエルを優先監視国リストに含めている。

我々はこの決定に失望している、とワシントンDCにあるイスラエル大使館でロン・ダーマー (Ron Dermer) 経済担当公使はグローブ (Globes) に対して述べた。どんな客観的な基準から見ても、イスラエルをこのリストに含めるべきではない。将来的に、米国政府はすべての国を判断するのに同じ基準を用いることを希望するとも語った。

また、ダーマー公使は、イスラエルが優先監視国リストに引き続き含まれるのは差別であるとも付け加え、知的財産権保護の基準がイスラエルより低い多くの国々が監視国リストに含まれていたり、あるいはどのブラックリストにも含まれていないことは大きな差別であり、中止されるべきであることをイスラエルは要求する、としている。

カタール

2006年4月ニュース

カタール当局、IPR 保護へのサポート強化

(アルバワダ・ニュース、2006年4月20日付)

カタール当局は、知的財産権侵害者に対して強い警告を発し、海賊版ソフトとCDを販売し、使用した者に対して厳しい措置を取ることを発表した。カタール警察は経済貿易省と連携し、2006年3月末にカタールの2つの会社を、海賊版ソフトのプログラムを不正に取引した疑いで捜索した。

アブドゥラ・カイド (Abdulla Qayed) 商務省著作権局長及びカタール財政・経済・商業省大臣は、「ソフトウェアの海賊行為はカタールで営業する会社と産業界にネガティブな影響を及ぼしている。我が省はソフトの海賊版と戦い、国内外からの投資を確実にするための健全で安全な環境を整備しようとしている。統一された計画により、カタールのITセクターを発展させ、わが国を中東での指導的且つ本物のITサプライヤーとして推進する努力を強めている。」と述べた。

カタールは安全で合法的なデジタル世界をつくるため、常に責任ある立場を取ってきた。これはカタールが「著作権保護」のための法律を1995年に施行し、経済発展の中心となる、合法的なソフトの販売と使用を推し進めた事実からも明らかである。この法律は、著作権侵害を減らすために厳格に執行される。

カタールのこの動きは、知的財産権と著作権法の概念を強化し、国家経済を保護しようとする戦略的計画の一環である。政府は、知的財産権の保護は世界的な問題であり、政府と製造業者が互いに協力し、知的財産権の侵害を減少させなければならないと理解している。そうすることにより、海賊版プログラムには販売する余地も使用する余地もないということが明確になるであろう。